

生活福祉資金 貸付制度のご案内



総合支援資金

- 生活支援費
- 住宅入居費
- 一時生活再建費

教育支援資金

- 教育支援費
- 就学支度費

福祉資金

- 福祉費
- 緊急小口資金

不動産担保型生活資金

- 不動産担保型生活資金
- 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

•生活福祉資金とは•

この貸付制度は、低所得者、障害者または高齢者に対し、必要な相談支援と資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

•貸付対象•

岡山県内に居住（又は予定）している人

① 低所得世帯

世帯の収入が一定基準内の世帯

② 障害者世帯

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯あるいは、現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる人の属する世帯

③ 高齢者世帯

日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

•貸付の対象とならない人•

- ① 暴力団員が属する世帯
- ② 他法・他制度（日本学生支援機構、母子父子寡婦福祉資金、その他公的資金の借入等）の利用ができる人の属する世帯
- ③ すでに生活福祉資金等を借入れて、滞納している人の属する世帯
- ④ 生活福祉資金等の連帯保証人

•貸付利子•

① 総合支援資金・福祉費（福祉資金）

連帯保証人を立てる場合：無利子

連帯保証人を立てることができないことを県社会福祉協議会が認めた場合：年1.5%

② 教育支援資金・緊急小口資金（福祉資金）・臨時特例つなぎ資金 無利子

③ 不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金 年3%又は当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

•延滞利子•

最終償還期限を過ぎた場合は、残元金に対して年5.0%の延滞利子が加算されます。

•償還期間•

貸付資金、貸付金額により異なります。

•借入相談・申込み•

① 相談申込窓口

お住まいの市町村社会福祉協議会
（または担当の民生委員）※注1

② 連帯保証人

原則として1人必要。

※緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金については不要

③ 連帯借受人

教育支援資金又は福祉費の技能習得に必要な経費を借入申込みする場合は、生計中心者と実際に就学する者・技能を習得する者が借受人・連帯借受人となることが必要。その場合は、原則として連帯保証人は不要。

④ 添付書類

資金の種類により、添付書類が異なります。

•貸付決定•

貸付けは、県社会福祉協議会が審査を行います。審査結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。※不承認になった場合、その理由はお答えいたしません。※虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付金を即時に一括返済していただきます。

•相談窓口•

お住まいの地域の市町村社会福祉協議会

※注1 「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」については、お住まいの地域の福祉事務所

総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯に対して貸付ける資金

- ア. 低所得世帯であって、収入の減少や失業等(注1)により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
 - イ. 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
 - ウ. 現に住居を有していること又は生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - エ. 当協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
 - オ. 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ※なお、貸付けに際しては、原則として自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、当協議会及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。

(注1) 基本的に離職して2年以内

資金の種類	貸付上限額	据置期間	償還期間	貸付利子
生活支援費 ※ 生活再建までの間に必要な生活費用	単身世帯：月額15万円以内 2人以上：月額20万円以内	最終貸付日から6か月以内	据置期間経過後10年以内で当協議会が決定する期間	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)
住宅入居費 ※ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付日 (生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内		
一時生活再建費 ※ 生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用	60万円以内			

臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者で離職者を支援する公的給付又は公的制度の申請を受理されている人に対して当面の生活費を貸付ける資金

※なお、貸付けに際しては、原則として自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、当協議会及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。

資金の種類	貸付上限額	償還期間	貸付利子
臨時特例つなぎ資金	10万円以内	原則一括	無利子 ※延滞利子：なし

教育支援資金

低所得世帯に属する者が、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）又は高等専門学校に就学或いは入学に際して、必要な経費として貸付ける資金

資金の種類	貸付上限額	据置期間	償還期間	貸付利子
教育支援費 ※ 高校・大学等に就学するのに必要な経費	ア. 高等学校 月額3.5万円以内 イ. 高等専門学校 月額6万円以内 ウ. 短期大学 (専修学校専門課程を含む) 月額6万円以内 エ. 大学 月額6.5万円以内 オ. アからエにつき、特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能とする	卒業後 6か月以内	据置期間経過後20年以内で当協議会が決定する期間	無利子
就学支度費 ※ 高校・大学等への入学に際し、必要な経費	50万円以内			

福祉資金

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれ、必要な経費として貸付ける資金

※なお、緊急小口資金の貸付けに際しては、原則として自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、当協議会及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。

資金の種類	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間 据置期間経過後	貸付利率
福祉費				
※日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用				
生業を営むために必要な経費	(460万円)	貸付日から 6か月以内 ※分割交付の場合、 最終貸付日から	(20年)	連帯保証人あり 無利率 連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		(8年)	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)		(7年)	
福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		(8年)	
障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		(8年)	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)		(10年)	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間又は介護サービスを受ける期間が ・1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内、 であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費			(5年)	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)	
冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)	
就職・技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)	
その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)		(3年)	
緊急小口資金 ※緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用	10万円以内	貸付日から 2か月以内	据置期間経過後 12か月以内	無利率

不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金

		不動産担保型生活資金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金
貸付対象要件	①	<ul style="list-style-type: none"> 原則65歳以上の世帯で、配偶者と親（配偶者の親を含む）以外の同居人がいないこと 借入申込者の世帯が市町村民税非課税か均等割課税程度の低所得世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 原則65歳以上の高齢世帯 借入申込者がこの制度を利用しなければ、生活保護の受給を要すると福祉事務所が認めた場合
	②	<ul style="list-style-type: none"> 当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること（共有の場合、配偶者は連帯借受人となります） 建物のみの所有や集合住宅（マンション）は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること（共有の場合、配偶者は連帯借受人となります） 集合住宅（マンション）は対象 建物のみの所有は対象外
	③	<ul style="list-style-type: none"> 当該不動産に担保権等（抵当権・賃借権等）が設定されていないこと 土地の評価額が一定の基準（1,500万円）以上（貸付条件によっては、1,000万円以上でも可能） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該不動産に担保権等（抵当権・賃借権等）が設定されていないこと 土地の評価額が一定の基準（500万円）以上
貸付限度額		土地評価額の7割を標準	土地・建物評価額の7割を標準（集合住宅の場合、5割を標準）
貸付月額		1か月あたり30万円以内（個別に設定）	福祉事務所が算定した額
貸付利率		年利3% 又は 毎年4月1日時点の長期プライムレート（銀行長期最優遇貸出金利）のいずれか低い利率を基準とする	
貸付期間		借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまで	
償還期間		据置期間（契約の終了後3か月以内）の終了時まで償還	
償還の担保措置		<ul style="list-style-type: none"> 推定相続人の中から連帯保証人を1人立てる 当該不動産に根抵当権の設定登記および代物弁済予約による所有権移転の仮登記を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人は不要 当該不動産に根抵当権の設定登記を行う

● 借入れにあたっての注意点 ●

- 推定相続人にも本制度利用についての承諾が必要となります。推定相続人には必ずご相談ください。
※要保護世帯向け不動産担保型生活資金については必ずしも承諾が必要とは限りません。
- 同居のご家族が住み続けられなくなる場合があります。
借受人がお亡くなりになった場合は、相続人に当該不動産を売却していただき、貸付金を返済していただくことになります。その場合は同居のご家族が住み続けられなくなりますので、予めご了解ください。
※配偶者が貸付契約を継承することができる場合があります。
- 当協議会の承諾なしに増改築や新たな同居人を増やすことはできません。
- 不動産担保型生活資金の場合、不動産鑑定及び登記等の諸費用は全て借入申込者の負担となります。
- 当該不動産が市街化調整区域内にある場合は、貸付対象外となる場合があります。

● 申込する場合の必要書類 ●

- 戸籍謄本（借入申込者及び推定相続人）／住民票（世帯全員）／当該不動産（土地・建物）の固定資産税課税台帳等・全部事項証明書・公図（又は地籍図又は地図に準ずる図面又は十七条地図）・位置図・測量図・建物図面・間取図／推定相続人全員の同意書（要保護世帯向け不動産担保型生活資金は必ずしも必要としない）
※不動産担保型生活資金については、別に世帯全員の低所得であることを証明する公的書類

● 生活福祉資金全般の問合せ先 ●

(社福) 岡山県社会福祉協議会地域福祉部

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1

TEL (086) 226-3544

<http://www.fukushiokayama.or.jp/>

